

炭酸検第186号

平成19年9月18日

各清涼飲料製造事業者様

(財)日本炭酸飲料検査協会

日本農林規格（JASマーク）のご案内について

拝啓 時下、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶びを申し上げます。

当協会は公益法人として昭和50年（1975年）農林大臣（現農林水産大臣）の許可を受けて設立された財団法人日本炭酸飲料検査協会であります。

当協会は、第三者機関として農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という）に基づき、炭酸飲料・果実飲料・豆乳類の日本農林規格（JASマーク）の格付け登録認定機関として、JAS法に基づきます製造業者等の認定や当該JAS製品の受託検査及び表示に関する指導等の公益事業を行っております。

さて、テレビ、新聞等でご承知のとおり、食の安心・安全をゆるがす不祥事が洋菓子、ハチミツ、食肉加工品の各製造業等で発生しております。

このような事案が発生しますと、行政からの指導等とともに、マスコミや消費者から食の安全・安心に対する企業の姿勢や対策が厳しく問われることとなります。

この要因として、食の安全を軽視したコストの削減の追求やマンネリ化した製造・品質管理等々が原因といわれております。食の安全・安心の対策はこれで万全ということはありません。

このような消費者の食の安全・安心の高まりのため、今回、国が認めた信頼と安心のマーク、日本農林規格（JASマーク）をご案内をさせていただいた次第でございます。

貴社におかれましては、コンプライアンスの遵守は勿論のこと、企業の社会的責任・信用確保のため、ISO9001の取得等々各種の対策を講じられていることと存じますが、国の認めた品質保証の日本農林規格（JASマーク）を再認識していただき、これを採用することにより、さらに品質が保証され、消費者等が安心して良質で由来等が明らかな製品を選択することを願っております。この機会に是非、JAS法に基づく炭酸飲料・果実飲料・豆乳類の認定工場の申請をご検討下さるようお願い申し上げます。

当協会は現制度を有効に利用することにより、消費者に安心・安全な製品の提供が図られ、ひいては清涼飲料業界のご繁栄と消費者の信頼に繋がるものと確信しております。

結びに、貴社のますますのご繁栄と好天が続き清涼飲料の消費量が伸びますことをご祈念申し上げます、日本農林規格（JASマーク）のご案内とさせていただきます。

敬具

日本農林規格（JASマーク）について

1. (財)日本炭酸飲料検査協会（略称「炭酸検」）が格付けしているJAS規格品
炭酸飲料、果実飲料、豆乳類

2. 格付けの仕組み

飲料メーカー等が炭酸検（登録認定機関）へ認定の申請

↓

施設及び品質管理の状況が基準に適合している場合は認定

↓

生産・製造した製品の品質や生産工程がJAS規格・基準に適合しているかどうかについて確認。その上で、JASの格付・格付けの表示が認められる

↓

JASマーク製品の流通

3. 手数料金等

JAS認定申請ご希望の際には、下記にお問い合わせ下さい。

4. 問い合わせ先

名称：(財)日本炭酸飲料検査協会

住所等：〒108-0023

東京都港区芝浦2-17-13 保坂興産ビル

TEL 03-3455-6851

FAX 03-3455-6852

(担当 専務 風戸)

5. 検査責任者及び担当者

常務理事・検査所長 大貫、検査部長 宮澤、主任検査員内木 検査員 乗松、岩田

※ご多忙中恐縮ですが、差し支えない範囲で貴社の J A S 規格についてのお考えをお聞かせ下さい。

(財) 日本炭酸飲料検査協会 あて

(F A X 0 3 - 3 4 5 5 - 6 8 5 2)

企業名○○○○○

所在地○○○○○

電話 F A X ○○○

J A S マークについての貴社の対応及び質問等

[各項目の回答項目を○で囲んでください。]

1. J A S 認定工場の申請について

①これを契機に申請したい。

- ・申請の詳しい内容を送ってほしい。
- ・電話等の連絡がほしい。

② J A S マークの採用の考えはあるが次の理由で二の足を踏んでいる。

- ・申請の手続きが大変だ。
- ・人手が足りない。
- ・その他 (主な理由 :)

③当面申請は考えていない

(主な理由 :)

2. J A S マークは、国が認めた制度ですので、有効利用することにより、清涼飲料の生産振興や消費者に対する品質保証・商品の選択に資するため上手に活用すべきと考えますが、貴社のお考えをお聞かせ下さい。

()

3. 日本農林規格への要望

()

○ご協力ありがとうございました。ご要望は日々の業務に反映させていただきます。

炭酸検第186号

平成19年9月11日

各生活協同組合連合会 様

(財) 日本炭酸飲料検査協会

JAS製品流通促進のご案内

拝啓 時下、貴生活協同組合様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶びを申し上げます。

初めてご挨拶を申し上げます。当協会は公益法人として昭和50年（1975年）農林大臣（現農林水産大臣）の許可を受けて設立された財団法人日本炭酸飲料検査協会であります。

当協会は、第三者機関（客観的な中立機関）として農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という）に基づき、炭酸飲料、果実飲料、豆乳類、有機加工品のJAS規格（マーク）の格付け登録認定機関として、JAS法に基づきます製造業者等の認定や当該JAS製品の受託検査及び表示に関する指導等の公益事業を行っております。

さて、テレビ、新聞等でご承知のとおり、食の安心・安全をゆるがす不祥事が洋菓子、ハチミツ、食肉加工品の各製造業等で発生しております。

このような事案が多発しますと、消費者の食の安全・安心に対する不安の増大や食品製造事業者等に対する不信が高まることとなります。

この背景として、食の安全を軽視したコストダウンの追求やマンネリ化した製造・品質管理等々が原因といわれております。食の安全・安心の対策はこれで万全ということはありません。

このようなことから、今回、国が認めた信頼と安心のマーク、JAS製品（炭酸飲料・果実飲料・豆乳類）の流通促進のご案内をさせていただきました。

基より貴生活協同組合様におかれましては組織ご発足当時から食品安全対策に積極的に取り組まれておりますし、2005年の農業・食生活への政策提言（食品の安全行政の確立）等の対策にも深く敬意を表する次第でございます。これまでもJAS製品を数多くご採用していただいておりますが、前述の理由により、更なる清涼飲料のJAS製品の流通の促進をお願い申し上げる次第でございます。

結びに貴生活協同組合様のますますのご繁栄と消費者の立場に立った食品やくらしの安全・安心の実現をご祈念申し上げます、JAS製品流通の促進のご案内とさせていただきます。

敬具

※ J A S についてのお考えをお聞かせ下さい。

(財) 日本炭酸飲料検査協会

住所：〒108-0023 東京都港区芝浦 2 - 1 7 - 1 3

電話：03-3455-6851

FAX：03-3455-6852

(担当 専務 風戸)

〇〇〇生活協同組合

所在地〇〇〇〇〇

電話FAX〇〇〇

J A S について意見要望等について

1. J A S 規格 (マーク) 製品について

① 今後、J A S 規格製品を増やしていきたい。

② J A S 規格製品は現状維持としたい。

(理由；)

2. J A S 制度は J A S 規格 (マーク) 制度と J A S 表示基準制度の 2 つの柱からなっています。J A S 規格 (マーク) は品質を保証する任意の制度であり、J A S 表示基準制度は産地名、原材料名、賞味期限等を表示させる義務制度です。

J A S 規格 (マーク) と J A S 表示基準制度のご意見について

① J A S 規格 (マーク)

()

② J A S 表示基準制度

()

3. J A S への要望

()

〇ご協力ありがとうございました。ご要望は日々の業務に反映させていただきます。

炭酸検第186号

平成19年9月11日

(社) 全国清涼飲料工業会 殿

(財) 日本炭酸飲料検査協会

日本農林規格（JASマーク）のご案内について

拝啓 時下、貴工業会におかれましては、ますます、ご清栄のこととお慶びを申し上げます。また、日頃から何かとお世話になっております。

さて、最近、消費者の食の安全・安心が高まっている中においても、菓子製造業、食肉加工業等において食の安全をゆるがす不祥事が発生しております。

このようなことから、本会はJSA製品の流通の促進を図ることにより、清涼飲料製造業事業者等のご繁栄と更なる消費者の食の安全・安心への信頼に繋げるため、標記案内を貴工業会傘下の組合員様に対し、ご案内（別添）を申し上げますこととしました。

以上、事前にお知らせしますとともに、本趣旨に特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。（1週間後施行予定）

敬具